

改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビューのフォローアップについて

平成28年2月22日
商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

平成16年6月に改正され、平成17年4月から施行された改正鉱山保安法については、附則に規定された施行後5年経過後のレビューの実施に基づき検討され、平成22年6月14日開催の本協議会において「現時点で現行鉱山保安法の考え方や鉱山におけるこれまでのやり方を大きく変える必要はないと判断しており、法律改正は行わない。」とされた。

一方、当レビューにおいては、「所用の見直しを継続的に実施する」こととされている。平成22年のレビューから更に5年間を経過した現時点においても、鉱山を巡る状況には大きな変化はないことから、鉱山保安法の改正等の大きな見直しを行う必要はないと考えられるが、5年後レビュー時に示された施策のその後の展開状況については別添のとおり(別添参照)。

(参考1)経緯

H16.6.9 鉱山保安法改正

H17.4.1 新鉱山保安法施行

H22.2.25 中央鉱山保安協議会(制度審査部会の設置)

(この間3回の制度審査部会を開催)

H22.6.14 中央鉱山保安協議会「改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビューについて」

(参考2)鉱山保安法(平成16年6月9日)附則 第29条

「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱山保安法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱山保安法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(参考3)改正鉱山保安法の目的

坑内掘り石炭鉱山の大幅な減少や保安水準の向上など鉱山保安を巡る状況変化を踏まえ、国の関与の在り方を見直し民間の自主性を活かした保安確保への取り組みを可能とするため、

- ① 鉱業権者による保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直しを前提とした、より現場の実態にあった合理的な規制の導入
- ② 必要性が、近時、相対的に低下した一律・事前の規制の大幅な整理・合理化を行い、全体として規制の合理化を行う。また、災害の発生防止の観点から、詳細に規制を追加してきた鉱山保安規則(省令)を実態に即して大括り化し、規制の実効性を高める。

改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビュー(平成22年6月14日:中央鉱山保安協議会)		改正鉱山保安法施行5年後のレビューのフォローアップについて (平成27年末 時点)
課題	対応	
<p>1. リスクマネジメント定着へ向けた課題</p> <p>鉱業権者に対してリスクマネジメントを実施する義務を課しており、これが十分機能するためには鉱業権者、保安統括者等トップの強いリーダーシップが必要であるが、十分に発揮されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現況調査でリスクを抽出しているが、対策の実施が必ずしも十分ではない 大規模鉱山を中心としてリスクマネジメントの理解、定着が進んでいるとの意見がある一方、小規模鉱山ではそうとは言えない傾向がある。 リスクマネジメントは実態にあった保安措置が可能、リスクの定量化等災害防止に必要なかつ有効な手段と認識されているが、不十分な理解等により定着していない。 	<p>①リスクマネジメントの取り組みに関するPDCAの実施 リスクマネジメントの活動の継続改善の仕組みを構築し、その定着を推進する</p> <p>②リスクマネジメント教育用テキストの作成及び教育の推進 特に中小規模鉱山での取り組みを強化するための教育用テキストを作成し、推進する</p> <p>③リスクマネジメントマニュアルの作成 中小規模鉱山における定着を推進するためマニュアルを作成し、実施方法の選択肢を提示</p> <p>④災害事例の水平展開(情報共有)の見直し 保安院、監督部は鉱山が計画、実行、評価、改善した結果を蓄積、分析し鉱山に提供する</p> <p>⑤インセンティブ制度の導入 国の表彰制度においてリスクマネジメントの運用事例で他の参考となる事例をこれまで以上に表彰対象とする、等</p>	<p>①～③については、第12次鉱業労働災害防止計画(H25～29FY)の主要な対策事項の筆頭に「鉱山保安マネジメントシステム」を掲げフォローアップを継続しているところである。(詳細は資料2に記載)</p> <p>④については、規則に基づき報告のあった災害に関し、平成26年から速報に加え、原因・対策等を付加した詳報を作成のうえ鉱山等に展開するとともに経産省HPにアップ。</p> <p>⑤については、平成26年度より、鉱山保安表彰制度を対象として「鉱山保安マネジメントシステム」を追加。</p>
<p>2. 性能規定化の課題</p> <p>大括り化、性能規定化された条文において、重要な具体的事例、指針が例示されていない、あるいは不十分な部分があるため、鉱山における措置や対応が不十分になっている可能性がある。</p>	<p>具体的措置及び技術的内容が明示的に要求されていない事項を確認し、そのリスクや鉱山における実態を十分把握した上で必要なものは追加する。</p>	<p>ガソリン車の坑内使用制限にかかる規制緩和(H24.6)、集積場の安定化にかかる技術基準改正(H24.11)、坑廃水処理にかかる作業監督者の選任要件に民間資格所有者を追加(H26.6)等の省令改正を行うとともに、内規を改正。</p>
<p>3. 作業監督者等の課題</p> <p>公害防止管理者などの一般法の資格取得が困難。また、鉱山保安法令の理解度が求められていないためこれを自ら学ぼうとする動機付けが働かない。</p> <p>将来的に旧法の保安技術管理者等が退職した場合、自山による人材育成が困難な状況にあり、保安レベルの低下が懸念され、国家試験資格制度の復活を望む声もある。</p>	<p>①一般法の資格取得について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般法の試験、講習会等の情報提供 一般法資格の取得の困難さを考慮すると、特に資格取得促進の検討が必要な資格は「<u>鉱煙</u>」、「<u>坑廃水</u>」、「<u>一般粉じん</u>」等の公害防止管理者資格であり、年齢構成から見て、今後益々資格取得の必要性が高まっていく状況にあり、これらについては一般法の試験、講習会等の情報提供による効果の調査等を踏まえ、必要な検討を行うものとする。 「<u>坑廃水</u>」については、公害防止管理者の選任を必要としない一部施設に対して作業監督者の選任を求めていることから、一般法の認定講習で対応できない状況にある。したがって、民間において将来の法的資格に認定されることを目指し、当該資格要件の検討、資格講習制度を創設することが求められる。この場合保安院(現商保G)は民間団体の講習実績を確認した上でその講習修了者が公的資格者と同等の能力があることを確認するなど、<u>民間の自主的な活動の定着が確認されれば、作業監督者の資格として認めることとする</u>。なお、併せて、更新制度を適切に導入する。 民間団体による有資格者人材バンクの創設、これを活用した斡旋、人材派遣を活用す <p>②新たな民間資格である「(仮称)保安管理マスター制度」の確立とその資格講習の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 「旧法の保安技術管理者」の有用性を活かしつつ、これに代わる制度を確立するため、新たに民間資格として「(仮称)保安管理マスター制度」を創設し、民間団体における資格講習の創設を目指す。 資格講習の内容としては坑内、坑外、機械保安等の旧国家資格のうち必要な範囲及び鉱山保安法令を加味するほか、技術等の進展に対応するため更新制を適切に導入する。 民間資格制度、講習を創設するに当たり、行政はこれを推奨するため、講習会について監督部共催とするなど積極的に参加を呼びかけ、保安レベルの低い鉱山には受講を指導する等、保安指導のツールとしても積極的に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各監督部のHPにより情報提供を行っている。 産業環境管理協会等の講習が行われており、監督部のHPでも情報提供をしている。より効果的な方法を検討する。 平成24年4月、(一財)休廃止鉱山資格認定協会を設立し、休廃止鉱山坑廃水処理資格認定講習を開始、現在までに104名の修了試験合格者を出している。なお、平成26年6月、本講習修了試験合格者を鉱山保安法で規定する作業監督者として認定することができるよう、省令改正を行った。なお、本資格は3年毎の受講により、資格を更新する制度を導入している。 人材バンクが必要となる状況にはなっていないと考えられる。 平成25年4月、業界団体の鉱種横断的連携の下、鉱山保安法令及び鉱山特有の技術に関する試験の結果、一定水準の成績に達した者を対象に「<u>技術保安管理士</u>」の称号を付与する「<u>保安管理マスター制度</u>」を創設し、平成25年10月から3回の試験を実施し、439名の合格者を出している。 「保安管理マスター制度」において対象としているものは、旧法の坑外・坑内・機械・電気・鉱場保安、鉱害防止係員に求められる事項に相当するもの。 民間の講習会等について監督部から受講を指導する他、監督部が独自に講習会を実施しており、これらを保安指導のツールとして活用している。 天然ガス鉱業会から、鉱山保安に係る学習意欲を高めるため、<u>鉱場技術保安管理士資格(保安管理マスター制度資格)</u>を鉱山保安法令上に位置付けるべきとの意見がある。
<p>4. 保安教育の課題</p> <p>平成17～21年における災害事例の要因分析によると、災害が発生した作業について、保安教育が実施されていない、不十分であった作業が6割強認められた。また、火薬を使用する作業以外の保安教育は、教育を実施する作業の種類、教育内容等が鉱業権者の判断に委ねられているが、その判断の目安がなく、不十分な可能性がある。</p>	<p>①保安教育に関するガイドラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に中小鉱山における保安教育の充実を図るためのガイドライン等により具体的に教育対象等を示す。 ガイドラインの作成においては、鉱種ごとの実情を踏まえて各々の業界団体が自主的な判断により必要な範囲を決めることが望ましく、行政としてはその骨子を提示し、作成を支援す 技術や教育の進展に対応するため、ガイドラインの策定並びに民間団体の講習制度の創設の際には更新制を導入する。 <p>②民間団体による講習会の充実、保安教育教材の提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体においては、上記ガイドラインに従った保安教育推進のため鉱山のニーズを十分に把握した上で教材等の見直しを図る。行政としても保安教育に対して紹介や推奨を積極的に行う。 	<p>① 平成25年3月、各業界団体の意見を踏まえつつ、<u>鉱業労働災害防止協会にて「保安教育ガイドライン」を作成し、具体的に教育対象、程度及び方法を例示し、自主保安を支援した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 鉱業労働災害防止協会が平成26年3月に解散した後、中央労働災害防止協会が教育研修事業について引き継いでいるが、<u>その積極的利用方策について検討中。</u> <p>② 「<u>保安管理マスター制度</u>」の発足に合わせ、民間により鉱種横断的に「<u>鉱山保安推進協議会</u>」が設立され、平成24年度に露天採掘技術のテキストを、平成25年度に鉱場技術のテキストを作成。行政も平成24年度に法令テキストの作成に協力するとともに、「<u>技術保安管理士試験</u>」と併催される法令講習の実施を支援。</p>